四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第10号

四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年四日市市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
目次	目次	
第1章から第4章まで (略)	第1章から第4章まで (略)	
第5章 雑則 (第34条)		
附則	附則	
(基本方針)	(基本方針)	
第3条 (略)	第3条 (略)	
2から4まで (略)	2から4まで (略)	
5 指定居宅介護支援事業者は、利用者		
の人権の擁護、虐待の防止等のため、		
必要な体制の整備を行うとともに、そ		
の従業者に対し、研修を実施する等の		
措置を講じなければならない。		
6 指定居宅介護支援事業者は、指定居		
<u>宅介護支援を提供するに当たっては、</u>		
法第118条の2第1項に規定する介		
護保険等関連情報その他必要な情報を		
活用し、適切かつ有効に行うよう努め		
なければならない。_		

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居 宅介護支援の提供の開始に際し、あら かじめ、居宅サービス計画が第3条に 規定する基本方針及び利用者の希望に 基づき作成されるものであり、利用者 は複数の居宅サービス事業者等を紹介 するよう求めることができること、前 6月間に当該指定居宅介護支援事業所 において作成された居宅サービス計画 の総数のうちに訪問介護、通所介護、 福祉用具貸与及び地域密着型通所介護 (以下この項において「訪問介護等」 という。)がそれぞれ位置付けられた 居宅サービス計画の数が占める割合、 前6月間に当該指定居宅介護支援事業 所において作成された居宅サービス計 画に位置付けられた訪問介護等ごとの 回数のうちに同一の指定居宅サービス 事業者又は指定地域密着型サービス事 業者によって提供されたものが占める 割合等につき説明を行い、理解を得な ければならない。

3から8まで (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方 針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、 第3条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に 掲げるところによるものとする。 (内容及び手続の説明及び同意)

第6条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3から8まで (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方 針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、 第3条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に 掲げるところによるものとする。

- (1)から(8)まで (略)
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当 者会議(介護支援専門員が居宅サー ビス計画の作成のために、利用者及 びその家族の参加を基本としつつ、 居宅サービス計画の原案に位置付け た指定居宅サービス等の担当者(以 下この条において「担当者」とい う。)を招集して行う会議(テレビ 電話装置その他の情報通信機器(以 下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものと する。ただし、利用者又はその家族 (以下この号において「利用者等」 という。) が参加する場合にあって は、テレビ電話装置等の活用につい て当該利用者等の同意を得なければ ならない。)をいう。以下同じ。) の開催により、利用者の状況等に関 する情報を担当者と共有するととも に、当該居宅サービス計画の原案の 内容について、担当者から、専門的 な見地からの意見を求めるものとす る。ただし、利用者(末期の悪性腫 瘍の患者に限る。) の心身の状況等 により、主治の医師又は歯科医師 (以下この条において「主治の医師 等」という。) の意見を勘案して必 要と認める場合その他のやむを得な い理由がある場合については、担当 者に対する照会等により意見を求め ることができるものとする。
- (1)から(8)まで (略)
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当 者会議(介護支援専門員が居宅サー ビス計画の作成のために、利用者及 びその家族の参加を基本としつつ、 居宅サービス計画の原案に位置付け た指定居宅サービス等の担当者(以 下この条において「担当者」とい う。)を召集して行う会議をいう。 以下同じ。) の開催により、利用者 の状況等に関する情報を担当者と共 有するとともに、当該居宅サービス 計画の原案の内容について、担当者 から、専門的な見地からの意見を求 めるものとする。ただし、利用者 (末期の悪性腫瘍の患者に限る。) の心身の状況等により、主治の医師 又は歯科医師(以下この条において 「主治の医師等」という。)の意見 を勘案して必要と認める場合その他 のやむを得ない理由がある場合につ いては、担当者に対する照会等によ り意見を求めることができるものと する。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する 指定居宅介護支援事業所において作 成された居宅サービス計画に位置付 けられた指定居宅サービス等に係る 居宅介護サービス費、特例居宅介護 サービス費、地域密着型介護サービ ス費及び特例地域密着型介護サービ ス費(以下この号において「サービ ス費」という。)の総額が法第43 条第2項に規定する居宅介護サービ <u>ス費等区分支</u>給限度基準額に占める 割合及び訪問介護に係る居宅介護サ ービス費がサービス費の総額に占め る割合が厚生労働大臣が定める基準 に該当する場合であって、かつ、市 からの求めがあった場合には、当該 指定居宅介護支援事業所の居宅サー ビス計画の利用の妥当性を検討し、 当該居宅サービス計画に訪問介護が 必要な理由等を記載するとともに、 当該居宅サービス計画を市に届け出 なければならない。

(22)	(略)		
(23)	(略)		
(24)	(略)		
(25)	(略)		
(26)	(略)		
(27)	(略)		
(28)	(略)		
(29)	(略)		
(30)	(略)		

 (22)
 (略)

 (23)
 (略)

 (24)
 (略)

 (25)
 (略)

 (26)
 (略)

 (27)
 (略)

 (28)
 (略)

(略)

(略)

(21)

(29)

(31) (略)

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、 指定居宅介護支援事業所ごとに、次に 掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程(以下「運営規程」とい う。)として次に掲げる事項を定める ものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

2及び3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な 指定居宅介護支援の提供を確保する観 点から、職場において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言 動であって業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより介護支援専門員の 就業環境が害されることを防止するた めの方針の明確化等の必要な措置を講 じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者 は、感染症や非常災害の発生時におい て、利用者に対する指定居宅介護支援 の提供を継続的に実施するための、及 (30) (略)

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、 指定居宅介護支援事業所ごとに、次に 掲げる事業の運営についての重要事項 に関する規程(以下「運営規程」とい う。)として次に掲げる事項を定める ものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

2及び3 (略)

び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的 に業務継続計画の見直しを行い、必要 に応じて業務継続計画の変更を行うも のとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のた めの措置)

- 第24条の2 指定居宅介護支援事業者 は、当該指定居宅介護支援事業所にお いて感染症が発生し、又はまん延しな いように、次の各号に掲げる措置を講 じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護支援事業所にお ける感染症の予防及びまん延の防止

のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第25条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に 規定する事項を記載した書面を当該指 定居宅介護支援事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、同項の規定によ る掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

- 第30条の2 指定居宅介護支援事業者 は、虐待の発生又はその再発を防止す るため、次の各号に掲げる措置を講じ なければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護支援事業所にお ける虐待の防止のための指針を整備 すること。
  - (3) 当該指定居宅介護支援事業所にお

(掲示)

第25条 (略)

いて、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施 するための担当者を置くこと。

## 第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第34条 指定居宅介護支援事業者及び 指定居宅介護支援の提供に当たる者 は、作成、保存その他これらに類する もののうち、この条例の規定において 書面(書面、書類、文書、謄本、抄 本、正本、副本、複本その他文字、図 形等人の知覚によって認識することが できる情報が記載された紙その他の有 体物をいう。以下この条において同 じ。)で行うことが規定されている又 は想定されるもの(第9条(第33条 において準用する場合を含む。)及び 第15条第27号(第33条において 準用する場合を含む。) 並びに次項に 規定するものを除く。)については、 書面に代えて、当該書面に係る電磁的 記録(電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情報処理の用に供さ れるものをいう。) により行うことが できる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交

付、説明、同意、承諾その他これらに 類するもの(以下「交付等」とい う。)のうち、この条例の規定におい て書面で行うことが規定されている又 は想定されるものについては、当該交 付等の相手方の承諾を得て、書面に代 えて、電磁的方法(電子的方法、磁気 的方法その他人の知覚によって認識す ることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正(第9号の改正を除く。)については、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例の規定による改正後の四日市市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第30条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第20条(新条例第33条において準用する場合を含む。)の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の適用については、新条例第22条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とし、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係

## る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の適用については、新条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(健康福祉部介護保険課)